

大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター・IMPACT オープンプロジェクト内規

(事業の名称)

第1条 未来共創センター・IMPACT オープンプロジェクト（以下、「IMPACT オープンプロジェクト」という。）は、人間科学研究科附属未来共創センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において審議の上、承認された組織とする。

(事業の内容)

第2条 IMPACT オープンプロジェクトは、「学系間および他部局との協働を推進し、人間科学研究科（以下、「研究科」という。）と社会の結節点として社会学共創活動を展開することにより、共生社会実現に向けての実践的な教育研究活動の強化を図る」という人間科学研究科附属未来共創センター（以下、「センター」という。）の目的規定に沿って、大阪大学の専任教員（常勤の特任教員を含む）のボランティアな意思に基づいて設置される事業とする。

(プロジェクトの種類)

第3条 IMPACT オープンプロジェクトは、次の事業を設置する。

【社会課題解決型】社会課題解決や社会学共創活動の可能性を広げるため、将来の外部資金申請につながるような教育研究活動を行う。

大阪大学教員を対象とした公募型プロジェクトで実施期間は単年度とし、年数件程度、1件あたり上限30万円を支援するものとする。

(プロジェクトの募集と決定)

第4条 IMPACT オープンプロジェクトは、センターにて受け付けるものとする。申し込みにあたって必要となる書類を、別紙1の通り定める。なお、予算配分を希望するプロジェクトに関しては、申請年度の指定する申し込み期間までに応募書類を提出するものとする。

2 設置するIMPACT オープンプロジェクトは、運営委員会にて事業内容を審査の上、承認するものとする。

3 IMPACT オープンプロジェクトは、大阪大学教員・学生、OOS（大阪大学オムニサイト）協定パートナーからのアドバイザー、その他運営委員会が必要と認める者によって構成されるが、大阪大学の専任教員（常勤の特任教員を含む）が責任者となり運営にあたらねばならない。

(予算の配分)

第5条 予算の配分を希望するプロジェクトについては、センターより定額の運営経費を配分する。

- 2 予算配分額は当該年度の運営委員会において決定するものとする。
- 3 予算配分額は **IMPACT** オープンプロジェクトの予算総額の範囲内で、申請金額を踏まえて配分する。なお、会計は大阪大学の基準に従うものとする。
- 4 予算の配分は、1 会計年度限りとする。なお、スタートアップ型が採択されている場合は、重複を認めない。また、**IMPACT** オープンプロジェクトの予算配分終了後も、オフィシャルなオープンプロジェクトとしての活動を認める。

(プロジェクトの運営と報告)

第6条 **IMPACT** オープンプロジェクトは、プロジェクト責任者が中心となり、未来共創センターの目的規定に沿って活動を行うものとする。なお、プロジェクト責任者は大阪大学の専任教員（常勤の特任教員を含む）とする。

- 2 各プロジェクト責任者は、**IMPACT** オープンプロジェクトの活動について、当該年度末に年次報告書と社会的インパクト評価の指標化の要望する情報等を提出するものとする（別紙2）。
- 3 センターと連携し、中間評価の視察等を受け入れ、社会的インパクト評価の指標化の情報提供と活動を内外に紹介するセミナー等に協力するものとする。
- 4 **IMPACT** オープンプロジェクトの活動については、公式ロゴを明示し、またプロジェクト予算を用いた成果物にプロジェクト名を明記するものとする。
- 5 倫理審査が必要なプロジェクトは、プロジェクト責任者の所属部局の倫理審査に関わる委員会、またはそれに準じた組織の倫理審査を受け、採択後、速やかにその証明をセンターに提出するものとする。

(プロジェクトの継続と廃止)

第7条 **IMPACT** オープンプロジェクトの継続にあたっては、別紙1に定めた書類を提出する。提出書類に基づき、当該年度初回の運営委員会において審議のうえ継続を承認するものとする。

- 2 **IMPACT** オープンプロジェクトを廃止する場合は、プロジェクト廃止願を提出するものとする（別紙3）。提出書類に基づき、運営委員会において審議のうえ廃止等を承認するものとする。なお、継続申請がなされなかったプロジェクトについては、自動的に廃止となるものとする。

(申し合わせ事項の変更等)

第8条 センターの **IMPACT** オープンプロジェクト構想は発展途上であり、多方面の意見を参考としながら随時改訂等をできるものとする。改訂にあたっては、各プロジェクト責任者と協議の上、運営委員会に諮るものとする。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 28 日から適用する。

附 則

1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（「社会実装型」、「スタートアップ型」廃止に伴う経過措置）

2 令和 7 年度において認められていた「社会実装型」、「スタートアップ型」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について、令和 8 年 4 月 1 日において当初定められていた最長期限が到来していないプロジェクトについては、当該プロジェクトの最長期限まで期限延長を可能とする。